

マンション管理士を派遣します!!

～熊本市マンション管理士派遣事業～

1 派遣事業の目的

マンション管理組合からの相談等に対応するため、マンション管理士を派遣することにより、マンション管理に必要な知識・情報等を提供して、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するとともに、マンションの良好な居住環境の確保を図ることを目的とします。

2 派遣管理士

熊本市が一般社団法人熊本県マンション管理士会と協定を締結し、管理組合の申し込みに応じてマンション管理士を派遣します。

3 内容

(1) 相談コース（1回2時間）

個別具体的な相談内容について、事前に資料などを提出してもらい、適切なアドバイスを行います。

例えば・・・

- ・ペット問題や滞納への対応方法
- ・臨時総会の進め方や開き方
- ・管理組合の適正な運営の仕方について など



(2) 講座コース（1回2時間）

分譲マンションの維持管理に関する基本的な事項や当該マンション管理組合の関心が高い事項について説明を行います。

例えば・・・

- ・大規模修繕工事の進め方やポイントについて
- ・管理規約の見直しについて など

※設計、工事や維持管理業務の受発注、業者の紹介等や居住者間及び居住者・近隣住民間との紛争解決及び権利調整等については対象としません。

4 対象

市内のマンション管理組合（原則1管理組合につき年度内2回限り）

5 派遣費用

無料

6 申し込みについて

マンション管理士派遣申請書（様式第1号）を建築政策課へ提出してください。

（先着10件まで）

申し込み方法の詳しい内容は裏面をご覧ください。

※派遣事業に関する詳しい内容等についてはお問い合わせください。

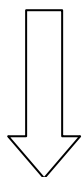
お問い合わせ：熊本市 都市建設局 建築住宅部 建築政策課 住宅政策班

TEL：096-328-2438

Fax：096-359-6978

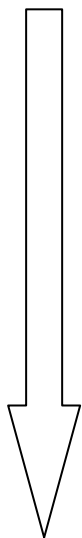
マンション管理士派遣事業の流れ

相談



派遣を希望される管理組合の方々は、まずは、「熊本市建築政策課」までお電話や窓口でご相談ください。派遣制度の手続きの流れや申請書の記入の仕方などをご説明します。

申込み



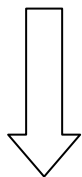
「マンション管理士派遣申請書」とチェックリストを揃えて、派遣希望日の20日前までに建築政策課にご提出ください。管理組合への派遣となりますので、原則として、理事長名でお申し込みください。

※理事長名での申請が難しい場合は、区分所有者又は議決権の概ね5分の1以上を有する方々の代表者が申請できます。共同申請者の署名等が必要です。詳しくは派遣申請書をご覧ください。

例えば・・・

- ・管理組合が未設立で理事長がいない場合
- ・緊急性がある場合
- ・総会や理事会で否決された場合
- ・理事長に派遣申請の提案等があつてから概ね2ヶ月以内に理事長が申請しない場合

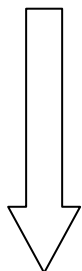
決定通知



派遣内容等の審査を経て、派遣管理士を2名選定し、「マンション管理士派遣決定通知書」を送付します。

※審査の結果、派遣しない旨をお知らせする場合があります。

事前協議



派遣管理士と派遣の内容や日時等の確認を事前に行ってください。「マンション管理士決定通知書」に記載されている派遣管理士から、電話等での内容確認があります。

※1回の派遣は2時間までとなっておりますので、相談内容などは時間を十分に注意して、超過しない程度でお願いします。

★派遣★

※派遣終了後は、今後の派遣事業の改善に活かすため、

アンケート記入のご協力をお願いします。